

馬淵川流域下水道指定管理者 業務水準書

I 管理業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 運營業務

- ① 各業務の実施計画等の策定、業務の統括及び総合的管理に関すること。
- ② IIの要求性能基準に定められた性能の担保に関すること。
- ③ 管理施設の機能保持に関すること。
- ④ 管理施設に係る災害、事故等のリスク管理に関すること。
- ⑤ 関係機関、住民等との連絡調整等に関すること。

(2) 運転監視操作業務

- ① 各種設備及び機器の運転操作及び制御に関すること。
- ② 各種設備及び機器の調整及び整備に関すること。
- ③ 運転状況の監視及び記録に関すること。
- ④ 産業廃棄物管理票の発行管理に関すること。

(3) 保守点検業務

- ① 管理施設の巡視及び巡回に関すること。
- ② 管理施設の日常点検及び定期点検に関すること。
- ③ 各種設備及び機器の分解点検に係る消耗品（パッキン、ネジ等）の交換に関すること。
- ④ 給水設備の点検、保守及び法定検査受検に関すること。
- ⑤ 遠方監視制御装置の定期点検及び保守に関すること。
- ⑥ 消防設備の定期点検、保守及び法定検査受検に関すること。
- ⑦ 地下重油タンクの定期点検及び保守に関すること。
- ⑧ 空調設備の定期点検及び保守に関すること。

(4) 環境計測業務

- ① 運転管理上必要となる定期的な水質分析、汚泥性状分析等に関すること。
- ② 異常時における水質分析及び汚泥性状分析に関すること。
- ③ 分析結果の解析に関すること。
- ④ 分析結果の記録及び報告に関すること。
- ⑤ 化学薬品の保管及び管理に関すること。
- ⑥ 廃液の保管及び管理に関すること。

(5) ユーティリティ及び物品管理業務

- ① 業務遂行に必要な電力、水道、ガス、電話、燃料、消耗品、備品、薬品、資材、油脂類、分析器具、分析用薬品等の調達及び管理に関すること。

- ② 管理施設の照明器具等の部品の調達及び管理に関すること。
- ③ 管理施設の塗装用塗料、内外装品等の調達及び管理に関すること。
- ④ 購入物品の記録及び報告に関すること。
- (6) 補修業務
 - ① 1 件の価格が 50 万円以下（消費税込み）の修繕に関すること。
 - ② その他県が必要と認める修繕に関すること。
- (7) 施設管理業務
 - ① 管理施設の清掃に関すること。
 - ② 管理施設の予防保全に関すること。
 - ③ 管理施設の開錠及び施錠の確認に関すること。
 - ④ 管理施設の緑地の管理に関すること。
- (8) その他業務
 - ① 災害時の一次対応及び県との協議に基づくその後の対応に関すること。
 - ② 基本協定の締結時及び終了時における管理施設の機能確認に関すること。
 - ③ 管理業務に係る引継事項の作成に関すること。
 - ④ 住民への対応（折衝及び協議を除く。）に関すること。
 - ⑤ 非常時及び臨時作業への協力に関すること。
 - ⑥ 管理施設の見学者の対応及び安全管理に関すること。
 - ⑦ 下水道の P R に関すること。
 - ⑧ 県が行う管理施設に係る増設、更新、補修工事等への協力（施設の運転調整、現場操作及び立会い等）に関すること。
 - ⑨ 県が行う管理業務に係る分析・調査等に必要な資料の提供に関すること。
 - ⑩ その他管理施設の適正な運営及び管理に関し、必要と認められる業務に関すること。

Ⅱ 要求性能基準

指定管理者は、馬淵川流域下水道の管理運営において、次の基準を満たさなければならない。

1 放流水質

(1) 遵守基準

	pH	BOD	SS	大腸菌 数	COD	n-ヘキサン 抽出物質	フェノール類 含有量
基準値	5.8 以上 8.6 以下	15mg/l 以下	40mg/l 以下	800CFU /ml 以下	20mg /l 以下	10mg/l 以下	1mg/l 以下

(2) 目標基準

	pH	BOD	SS	大腸菌 数	COD	T-N	T-P
基準値	5.8 以上 8.6 以下	10mg/l	20mg/l	45CFU/ ml	15mg /l	30mg/l	3mg/l
	n-ヘキサン抽出物質		フェノール類含有量				
基準値	2mg/l		0.1mg/l				

2 汚泥性状

(1) 遵守基準

脱水汚泥含水率 85%以下

(2) 目標基準

脱水汚泥含水率 76%

3 環境保全

(1) 遵守基準

排ガス（暖房用ボイラー） 下表に示す値以下

	NO _x	S O _x	ばいじん
基準値	180cm ³ /m ³ N	0.28 (K 値)	0.3g/m ³ N

(2) 目標基準

排ガス（暖房用ボイラー）

	NO _x	S O _x	ばいじん
基準値	100cm ³ /m ³ N	0.1 (K 値)	0.2g/m ³ N

4 維持管理

基本協定期間の終了時において、全ての管理施設が通常の運営を行うことができ

る機能を有し、基本協定締結時に確認した施設機能に比して著しい機能の低下、損傷及び劣化が認められない状態とすること。

5 その他

協定で定める損害賠償保険については、指定管理者の自己負担により公益社団法人日本下水道協会の「下水道賠償責任保険」の契約類型 3 類型と同等もしくはそれ以上の保険に加入するものとする。

※遵守基準：指定管理者の責に帰さない外的要因等による場合を除き、基準値を満たさない場合、別途定める罰則の対象となる基準。

※目標基準：日常の運営に際し、目標となる基準（未達の場合でも罰則対象とはならない）。